

## 【参考資料】 障害者に対する航空旅客運賃の割引の適用拡大の概要

(平成 30 年 12 月 18 日障発 1218 第 4 号厚労省障害保健福祉部長通知関係)

### ○今回適用範囲を拡大する航空運送事業者

拡大済み	今回拡大する事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 日本航空</li><li>・ 日本トランスオーシャン航空</li><li>・ 日本エアコミューター</li><li>・ 琉球エアコミューター</li><li>・ ジェイエア</li><li>・ 北海道エアシステム</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 全日本空輸</li><li>・ ANAウイングス</li><li>・ スカイマーク</li><li>・ ソラシドエア</li><li>・ スターフライヤー</li><li>・ アイベックスエアラインズ</li><li>・ オリエンタルエアブリッジ</li><li>・ 天草エアライン</li></ul>

### ○適用範囲の拡大内容

	現行	適用拡大後	適用拡大予定時期
精神障害者	—	全ての 「本人・介護 人」 に適用	・ 天草エアライン 平成 30 年 12 月 22 日搭乗分（同 年 10 月 22 日予約受付分）～  ・ その他の事業者 平成 31 年 1 月 16 日予約受付分～
身体障害者 知的障害者	障害の程度に応じ、「本人・ 介護人」又は「本人」の区分 あり		

※割引運賃の適用区間は、全て定期航空路線の国内線全区間です。

※療育手帳に係る事務については、「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号 厚生事務次官通知）等の通知に基づき、各自治体における判断で適切に実施していただいております。今回の通知は、一部の航空運送事業者において割引運賃の適用範囲が拡大されたことに関する周知であり、証明印の捺印の手続をはじめとして、療育手帳に係る事務を従前のものから変更するものではありません。